所管部課		健幸いきいき部 保険年金課		部長		川口 荘一			
件 名		東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について							
			×	公分	$\bigcirc$	1審議事項		2報告事項	
関係事項	条例 規則	東大和市国民健康保険税条例施行規則							
	部課機関								

#### 1. 要旨

国民健康保険税における多子世帯軽減については、平成28年度から開始した市独自の施策であり、各年度初日の前日において、18歳未満である国民健康保険の被保険者が同一世帯に3人以上いる場合、3人目以降の被保険者均等割額を無料化するものである。

多子世帯軽減の財源については、特定財源の措置がなく、一般会計からの繰入金を財源とした場合に、赤字補填繰入の対象になるとされており、現在、国民健康保険事業運営基金を活用し、本施策を実施している。

市では、令和5年度に赤字補填繰入を解消できる見込みであるが、今後においても赤字補 填繰入を解消していく必要があり、将来的に基金積立額を確保できる見通しが厳しい状況に ある中、国による未就学児の均等割額が半額となる措置が令和4年度以降に講じられている ことから、赤字補填繰入の対象となる市独自施策の多子世帯軽減を廃止するため、東大和市 国民健康保険税条例の一部を改正するものである。

# (1) 主な改正内容

付則第15項、第16項及び第17項に定める基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例を削除する。

#### (2) 施行日

令和6年4月1日

(本施策は、令和6年3月31日をもって廃止とするが、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。)

### (3)影響及び効果

国民健康保険事業における今後の赤字補填解消の取組に、適切に対応することができる。

- 2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)
  - ・ 令和6年1月 東大和市国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受領。
  - ・令和6年2月 東大和市国民健康保険運営協議会に再度諮問し、答申を受領。 ※文書課において審査済み。
- 3. 留意事項(問題点等)

## 4. 主管部処理案(検討結果等)

庁議終了後、令和6年第1回市議会定例会に議案として提出したい。

5. 審議結果

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。